

---

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋清武君） 日程第9、議案第46号 松崎町税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第46号は、松崎町税条例の一部を改正する条例についてであります。

詳細は担当課長をして申し上げます。

（窓口税務課長 齋藤 聡君 提案理由説明）

○議長（土屋清武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑はございませんか。

○2番（渡辺文彦君） この都市緑地法というのは、松崎に該当するようなどころはあるんですか。

○窓口税務課長（齋藤 聡君） 現在のところはちょっと見当たるようなどころはないのかなとは思っていますが、ないと・・・、今後発生しないということも考えられませんので、今回は準則どおりお願いしたいなと思います。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第46号 松崎町税条例一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（土屋清武君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---